

公益財団法人島根県スポーツ協会表彰規程運用基準

平成3年3月20日制定、平成3年4月1日施行

平成7年8月9日改正

平成15年12月24日改正

平成16年11月17日改正

平成18年10月30日改正

平成22年5月18日改正

平成27年5月22日改正

平成28年5月20日改正

平成29年9月22日改正

平成30年4月1日改正

令和元年11月1日改正

令和3年11月22日改正

令和4年4月1日改正

公益財団法人島根県スポーツ協会表彰規程（以下「表彰規程」という。）運用についての基準は、概ね次のとおりとする。

1. 表彰の対象者について（第2条）

第1号【優秀選手・チーム】

- (1) 国民体育大会（正式競技及び特別競技）において8位以内に入賞した選手
- (2) (公財)日本スポーツ協会加盟の各競技団体の中央組織が主催する全日本選手権大会又はそれに匹敵する大会で3位以内に入賞した選手(チーム)。
- (3) 下表に掲げる大会において、3位以内に入賞した選手(チーム)。

競技会区分	対象となる全国スポーツ競技大会
全国高等学校 競技大会	全国高等学校総合体育大会 全国高等学校選抜優勝大会 全国高等学校野球選手権大会 全国高等学校野球選抜優勝大会
全国中学校 競技大会	全国中学校体育大会 全国中学校種目別競技大会
その他	上記の大会がない競技種目については、これと同等の大会

- (4) オリンピック大会、各競技の世界選手権大会（あるいはワールドカップ大会）及びアジアオリンピック評議会が主催するアジア競技大会日本代表となった者。ただし、プロ、アマチュアを問わず、選手に限る。

- (5) 日本代表（各カテゴリー別の代表を含む）として各種国際大会に出場し、入賞した選手（チーム）。ただし、選手がチームの一員の場合は、活躍状況によるものとする。

第2号【優秀指導者】

(1) 国民体育大会で入賞した監督等

国民体育大会(正式競技)において8位以内に入賞し得点した種別の監督(大会要項でエントリーされたホースマネージャー等を含む。)

(2) 団体の指導者等

第1号【優秀選手・チーム】(2)(3)(4)の優秀選手(チーム)を育成した指導者及び市町村等の地域団体、競技団体及び学校体育団体の指導者又は役員でその功績が顕著な指導者

第3号【優良団体】

(1) 国民体育大会男女総合成績及び女子総合成績において8位以内に入賞した競技団体

(2) 次の各号の条件をすべて満たす団体

- ① 10年以上継続して活動していること。
- ② 活動が他の団体の範に足ると認められ、その地域又は職場等のスポーツ振興に貢献していること。
- ③ 地域、職場等のスポーツクラブ及び同好会、学校、大学の運動競技部等であること。
- ④ 過去10年以内にこの表彰を受けていないこと。

2. 候補者の推薦について

(1) この表彰規程に基づく候補者の推薦者は次のとおりとする。

- ① 各加盟団体の代表者
- ② 県体育協会の常勤役員

(2) 第1号【優秀選手・チーム】(2)に該当する候補者の推薦条件は次のとおりとする。

- ① 中学生以上の者又は中学生以上の者で構成されているチーム(小学生は対象としない。)
- ② 国民体育大会関係の表彰(第1号【優秀選手・チーム】(1)に該当する表彰)を当該年度に受賞していない者。(同一人に対する表彰は、年1回とする。)
- ③ 社会人・大学生においては「国際スポーツ競技会出場者に対する会長激励費贈呈要綱」の対象者区分に合わせて行う。(オリンピックにおいては県外在住者も対象。その他の大会においては県内在住者又は国体ふるさと選手を対象とする。)

(3) 第2号【優秀指導者】(2)に該当する候補者の推薦条件は次のとおりとする。

- ① 過去に第2号【優秀指導者】(2)に該当する表彰を受けていない者。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - ア. 地域における功績と競技団体に係る功績で推薦する場合
 - イ. 異なる競技における功績で推薦する場合

- ② 推薦団体の表彰を受賞している者で、各年度1名を原則とする。
- ③ 市町村等の地域団体、競技団体及び学校体育団体の指導者又は役員でその功績が顕著な指導者の活動歴は10年以上であることを原則とする。
- ④ 国民体育大会関係の表彰（第2号【優秀指導者】（1）に該当する表彰）を当該年度に受賞していない者。

（同一人に対する表彰は、年1回とする。）

- (4) 国民体育大会関係の表彰対象者（第1号【優秀選手・チーム】（1）並びに第2号【優秀指導者】（1）に該当する者及び第3号【優良団体】（1）に該当する競技団体）は、国民体育大会の成績により決定するため、推薦者の推薦を要しない。
- (5) 県教育長のスポーツ功労者及びスポーツ優良団体表彰を既に受賞した者（団体）は、この表彰の対象から除く。
- (6) 候補者の推薦は、別紙様式による。

3. 表彰の時期（第4条）

国民体育大会関係の表彰（第1号（1）、第2号（1）、第3号（1））は、大会終了後出来るだけ速やかに行うこととし、その他の表彰は、県スポーツ協会の理事会の開催に併せて行うことを原則とする。

《参考》（2. 候補者の推薦について（2）③）

【国際スポーツ競技会出場者に対する会長激励費贈呈要綱（抜粋）】

（対象者及び区分）

第3条 第2条に定める激励費の対象者及び区分については次のとおりとする。

区 分		オリンピック	アジア大会 世界大会	その他の国際大会	備 考
選手	社会人	県内在住者	○	○	
	大学生	県出身者	○		
		国体ふるさと選手	○	○	○
高校生 中学生	県内在住者	○	○	○	
監督・コーチ	県内在住者	○	○	○	監督・コーチについては原則年1回の激励費 贈呈とする